

付則 1 運行基準

発航の中止)

1. 実行委員会は、航行予定海域の気象・海象が次に掲げる条件に達していると認めるときは、発航の中止をする。
2. 船長は、航行中、周囲の気象・海象が次に掲げる条件に達するおそれがあると認めるときは、目的港への航行の継続、避泊又は臨時寄港の措置をとらなければならない。

(例、以下の基準は地域または各艇の経験によっても異なるため、各実行委員会で決定すること、また基準に達しなくても、危険が予想された場合には中止すること)

風速 10 m/s

波高 2 m/s

視程 1000 m 以下

(入港連絡等)

船長は、入港3分前となったときは、実行委員会に次の事項を連絡すること。

(1) 入港予定時刻

(2) 援助を必要とする事項

- 2 前項の連絡を受けた実行委員会は、船長に必要により次の事項を連絡するものとする。

(1) 岸壁付近の風向、風速、視程、波浪(風浪、うねりの方向、波高)及び潮流(流向、流速)

(2) その他操船上の参考となる事項

(連絡方法)

船長と実行委員会との連絡は、次の方法による。

(例 実行委員会が定める)

区分	連絡先	連絡方法
(1) 通常の場合	呼出	トランシーバー
(2) 緊急の場合	別紙	携帯電話